

3 2012 (平成24年)



じんちょうげ

高井会計だより

編集発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 3月の税務と労務

国 税／平成23年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

国 税／個人の青色申告の承認申請

3月15日

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／2月分源泉所得税の納付

3月12日

国 税／個人事業者の23年分消費税の確定申告

4月2日

国 税／1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

4月2日

国 税／7月決算法人の中間申告

4月2日

国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の

中間申告（年3回の場合）

4月2日

(弥生) March

20日・春分の日

3月

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

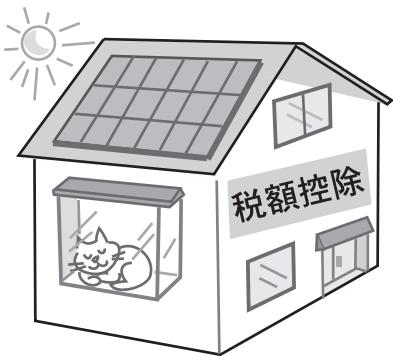
地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税) の申告

3月15日



更正の請求期間の延長 昨年12月2日に施行された税制改正法により、同日以後に法定申告期限が到来する国税については、納税者が更正の請求ができる期間が原則5年（改正前1年）に延長されました。これに併せ、税務署等がする増額更正の期間制限も原則5年（改正前3年）に延長されています。



平成
24
年度

税制改正(案)のポイント

■改正タイムスケジュール

平成24年	1月	○ 低炭素省エネ住宅ローン控除
	4月	○ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置
	7月	○ 法人税率を4.5%引下げた後、法人税額の10%の復興特別法人税を上乗せ(3年間) △ 相続税の連帯納付義務の解除
	1月	△ 源泉所得税納期の特例(7~12月分は翌年1/20に統一)
25年	1月	● 給与所得控除の上限設定
	4月	○ 特定支出控除の見直し
	7月	● 役員退職手当等の課税方法の見直し
	1月	● 所得税額の2.1%の復興特別所得税を上乗せ(25年間)
26年	6月	● 個人住民税均等割を年1,000円増額(10年間)

○減税
●増税
△どちらともいえない

平成二十四年度の税制改正は、成長戦略に資する税制、課税の公平のための租税特別措置等の見直し、平成二十三年度税制改正における積残し事項の一部取り入れ等によって構成されています。

現在、政府は、社会保障強化と財政健全化を同時に達成するため、社会保障と税の一体改革

の検討を進めており、その主要財源である消費税を含めた税制抜本改革が後に控えているので、平成二十四年度税制改正は、やや小粒となっています。以下、主なものについてポイントを整理してみます。

『改正タイムスケジュール』主要項目は、表のようになります。なお、二十四年度改正で

I 個人所得課税

(1) 1 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が一、五〇〇万円を超える場合は、二四五万円の上限が設けられます。

(2) 特定支出控除の見直し

特定支出の範囲に次の支出が追加されます。

- ① 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費用
 - ② 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の購入費及び職務に通常必要な交際費(勤務必要経費)
- (注) その年中に支出した勤務必要経費の金額の合計額が六五万円を超える場合には、六五万円が限度となります。

はありませんが、復興増税等適用期日が確定したものも記載しました。

2

退職所得課税の見直し
役員等としての勤続年数が五年以下の法人役員等が支払いを受ける退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の二分の一とする措置が廃止されます。

3

省エネ住宅ローン減税
高い環境性能（低炭素）を満たす住宅を対象に、税額控除の上限が四〇〇万円（平成二十四年居住の場合）に引き上げられます。

4

源泉所得税の納期の特例
源泉徴収に係る所得税の七月から十二月分についての納期限が翌年一月二十日（現行一月十日）とされます。

II 資産課税

固定資産税・都市計画税の見直し
住宅用地の負担の据え置き

特例が段階的に縮小されます。

2

住宅購入資金の贈与税の非課税
直系尊属から住宅取得等資

金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、次によります。

① 非課税限度額（現行一、〇〇〇万円）が次のとおりになります。

になります。

■非課税限度額

贈与年	住宅	① 省エネ・耐震住宅	② 左記①以外の住宅
24年中		1,500万円	1,000万円
25年中		1,200万円	700万円
26年中		1,000万円	500万円

（注）東日本大震災により、住宅用家屋が滅失等した者についての非課税限度額は、①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅（省エネ・耐震住宅）の場合は1,500万円、②それ以外の住宅の場合は1,000万円となります。

② 適用対象となる住宅用家の床面積は、東日本大震

災の被災者を除き、二四〇m²以下とされます。

いでは、適用期限が二年延長されます。

3 不動産取得税

① 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限が三年延長されます。

② 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則四%）を三%とする特例措置の適用期限が三年延長されます。

③ 自動車重量税が軽減されます。

④ 電気自動車等の低公害車に対しても、自動車取得税が軽減されます。

⑤ 環境負荷の小さい自動車については、自動車税が軽減されます。

IV 消費課税

車体課税

環境性能に優れた自動車（エコカー）を対象に以下の軽減措置等が行われます。

① 自動車重量税が軽減されます。

② 電気自動車等の低公害車に対しても、自動車取得税が軽減されます。

③ 環境負荷の小さい自動車については、自動車税が軽減されます。

④ 相続税の連帯納付義務申告期限等から五年を経過した場合等について、連帯納付義務が解除されます。

⑤ 中小企業投資促進税制対象資産の範囲を拡大した上で、適用期限が二年延長されます。

⑥ 少額減価償却資産の特例中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（三〇万円未満）につ

V 国際課税

国外財産調書制度の創設

その年の十二月三十一日ににおいて、価額の合計額が五、〇〇〇万円を超える国外に所有する財産（国外財産）を有する居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を翌年三月十五日までに、税務署長に提出することになります。

（2）適用対象となる住宅用家の床面積は、東日本大震

1 中小企業投資促進税制
対象資産の範囲を拡大した上で、適用期限が二年延長されます。

2 少額減価償却資産の特例
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（三〇万円未満）につ

消費税の免税事業者が課税事業者となつたときの棚卸資産の取扱い

消費税の免税事業者が課税事業者となつたときの棚卸資産については、次のような取扱いとなります。

納稅義務が免除されていた期間に仕入れた棚卸資産を、新たに課税事業者となる日の前日に所有していた場合には、その棚卸資産に係る消費税額を課税事業者になつた課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入税額控除の対象とすることができます。

この適用を受けるためには、その対象となる棚卸資産の明細を記載した書類を一定の期間保存する必要があります。その期間は、当該書類を作成した日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間となります。

対象となる棚卸資産は、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵中の消耗品等で、現に所有しているものが該当します。

なお、仕入税額控除の対象とすることができる棚卸資産の消費税額の計算は、その棚卸資産の取得費用の額に105分の4を掛けた金額となります。

この場合の棚卸資産の取得費用の額には、その棚卸資産の購入金額だけではなく、引取運賃や荷造費用の額、この棚卸資産を購入するために要した費用の額なども含まれます。

上記の場合とは逆に、課税事業者が免税事業者となつた場合の取扱いは次の通りです。

課税事業者であった課税期間の末日において所有する棚卸資産のうち、その課税期間中に仕入れた棚卸資産に係る消費税額は、その課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額には含まれません。

利用価値が著しく低下している宅地の評価

普通住宅地区にある宅地で、下記の(1)～(4)のように、付近にある他の宅地の利用状況からみて著しく利用価値が低下していると認められる部分がある場合は、その利用価値が低下していると認められる部分の面積に対応する価額を10%減額して評価することができます。ただし、路線価又は倍率が利用価値の著しく低下している状況を考慮して付されている場合には、この減額を斟酌することはできません。

- (1) 道路より高い位置にある宅地又は低い位置にある宅地で、その付近にある宅地に比べて著しく高低差のあるもの
- (2) 地盤に甚だしい凹凸のある宅地
- (3) 震動の甚だしい宅地
- (4) (1)～(3)の宅地以外の宅地で、騒音・日照阻害・臭気等により、その取引金額に影響を受けると認められるもの

借地権の使用貸借に関する確認書

父親が地主に地代を払つて借りている土地（親の借地）に、子供が無償で又借りし、建物を建てているような場合（借地権を使用貸借しているケース）では、子供は父親から又借りる借地権を贈与されたとみなされます。しかし、当事者（子供、父親、地主）が連名で「借地権の使用貸借に関する確認書」を税務署に提出すれば、贈与税は課税されません。この場合の使用貸借とは、地代や権利金を支払うことなく借地権の貸し借りを行うことであります。なお、この使用貸借される借地権は、将来父親から子供が相続する際に相続税の対象となりますので留意が必要です。